

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

有限会社 竹乃井交通
代表取締役社長 武智 優

有限会社竹乃井交通では輸送の安全確保が事業経営の根幹であるという認識のもと、「輸送の安全に関する基本的な方針」を定め、「安全・安心・正確・快適な輸送」を実現するべく社長をはじめ全社員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①「安全の確保」安全の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び社員一同が安全確保に最善の努力を尽くします。
- ②「輸送の安全」法令及び関連する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、業務を遂行することにより輸送の安全向上に努めます。
- ③「安全管理体制」継続的改善等を実施し、必要な取り組みを推進します。
- ④「情報公開」輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

2021 年度安全目標	達成状況
●人身事故 0 件	2020 年度 0 件
●物損事故 0 件	2020 年度 0 件
●飲酒運転 0 件	2020 年度 0 件

【輸送の安全に関する取り組み】

運転者に対する輸送の安全に関する教育の実施

- 情報の共有化及び迅速な伝達
- 営業所内における十分な意見交換
- 双方向の十分な意思疎通

☆ 年に一回以上の輸送の安全チェックを必ず行い業務の改善ポイントを整理し検証し次の目標・計画に反映する。

3. 事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条 第1項～第15項に該当する事故は0件でした。

4. 行政処分後の改善状況等

2020年度に行政処分はありませんでした。

5. 安全管理規定

別紙「安全管理規定」をご参照ください。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする処置

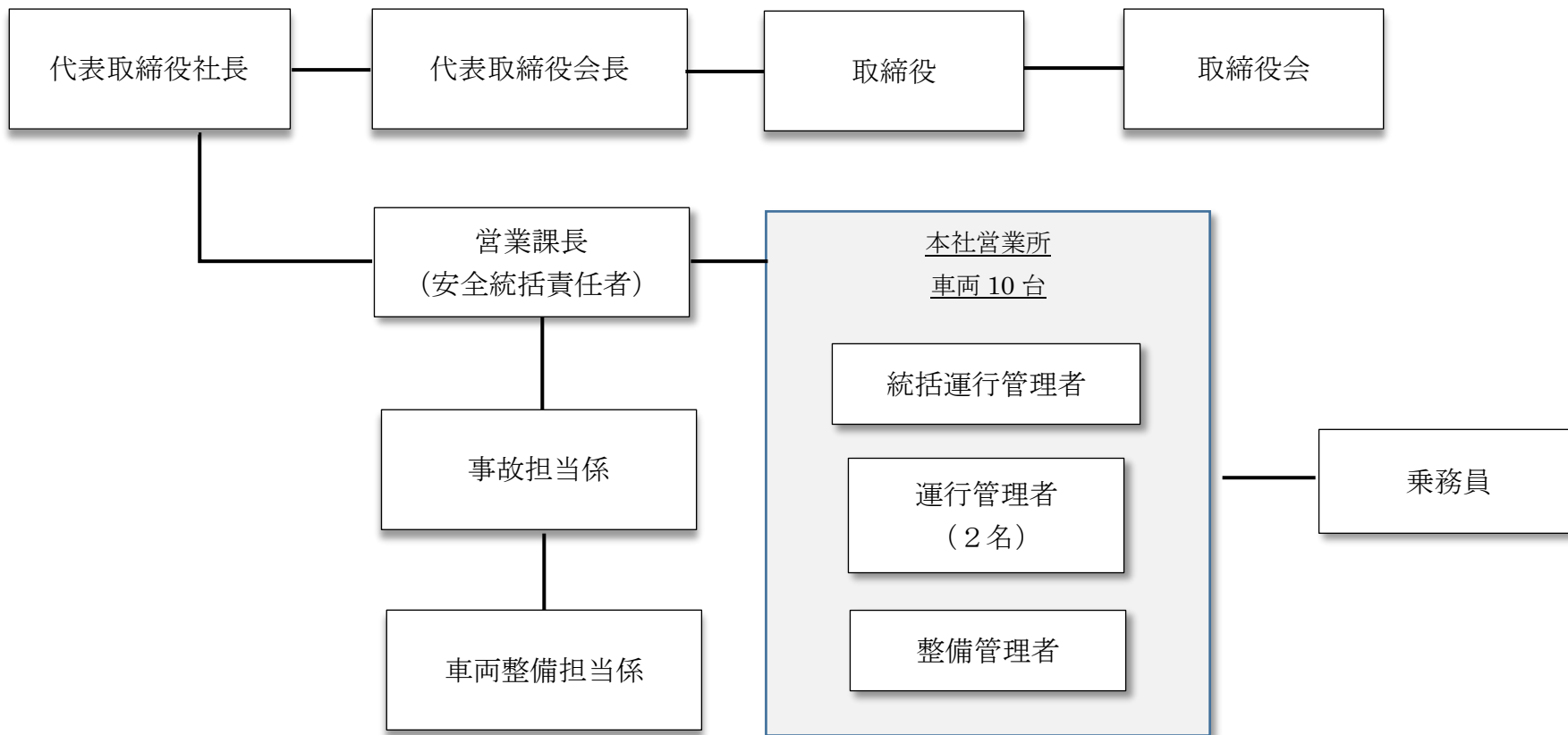
【輸送の安全のために講じた措置（2020年度）】

- ・ドライブレコーダーの映像データを収集し、事故防止教育の実施と運転特性の把握を行いました。
危険予知トレーニングDVDを活用した危険予知訓練の実施と危険予知運転の必要性の確認を行っています。
- ・運転安全規範・運転士安全心得資料を基に安全最優先・法令厳守の徹底の勉強会を行いました。
- ・異常時訓練の実施を行いました。
- ・冬季前にタイヤチェーン装着の再教育を行いました。
- ・運行管理者全員が運行管理一般講習の受講を致しました。
- ・飲酒運転防止会議を行いました。
- ・交通安全運動を行いました。
- ・事故防止委員会を行いました。

【輸送の安全のために講じようとする措置及び予算（2021年度予算）】

- ・ドライブレコーダー・ヒヤリハット・危険予測等による教育(10,000円)
- ・国土交通省認定のガイドライン・内部監査・リスク管理の受講(10,000円)
- ・異常時実践訓練の実施（発煙筒の使用・非常口解放）(10,000円)
- ・タイヤチェーン装着・エンジン点検の教育実習
- ・運行管理者全員が運行管理一般講習の受講(10,000円)
- ・整備管理者全員が整備管理者講習の受講(10,000円)
- ・安全に対する教育の実施(10,000円)
- ・交通安全運動の実施(10,000円)
- ・事故防止委員会の実施(10,000円)

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制



代表取締役社長 …輸送の安全に関する最終的な責任を負う

営業課長 …安全統括管理者として輸送の安全に関する業務を統括する

運行管理者 …業務用自動車の安全の確保するため運行管理業務を自動車運送事業者に代わって実施

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

2021年度 乗務員教育指導計画書		有限会社 竹乃井交通
月	大項目	小項目
4月	1.運転者の運転適性に応じた安全運転	① 適性診断の必要性 ② 適性診断結果の活用方法
	2.春の交通安全運動について	① キャンペーン内容の確認・理解
5月	1.危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	① 危険予測運転の必要性 ② 危険予測のポイント等
	1.非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い	① 使用法の確認
6月	2.安全に対する教育	① 死角、運転席の高さと視界 ② ヒヤリハット・危険予知の確認
	1.バスを運転する心構え	① バス事業の公共性と重要性 ② バス事故の社会的影響等
7月	2.ヒヤリハット・危険予知についての意見交換	① ドライブレコーダー映像の確認
	1.バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと	① バス運行に係る法令 ② 義務を果たさない場合の影響の把握
9月	1.旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	① 乗降時の乗客の安全確保 ② 高齢者・障害者などの乗降時の安全の確保
	2.秋の交通安全運動について	① キャンペーン内容の確認・理解
10月	1.乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	① 「急」の付く運転はしない ② カーブ・追い越しはゆっくりと等
	2.異常気象時における対処方法	① 異常気象時等の対策及び措置要領
11月	1.安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法	① 安全性の向上を図るための装置に係る事故の事例 ② 運転支援装置の性能および留意点
	1.運行路線・経路における道路及び交通の状況	① 運行路線・経路における道路・交通情報の把握 ② 情報に基づく安全運行のための留意点
12月	2.安全に対する教育	① 速度の影響 ② ヒヤリハット・危険予知の確認
	1.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法	① 交通事故の生理的・心理的要因 ② 過労運転防止のための留意点等
2月	1.健康管理の重要性	① 健康起因の事故と健康管理の必要性 ② 健康管理のポイント
	1.バスの構造上の特性	① バスの特性に合わせた運転 ② 多様化する車両に合わせた運転
3月	2.ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	① 自らの運転特性を分析する ② 運転特性に応じた安全運転について考える

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

内部監査チーム 代表取締役兼統括運行管理者 武智 優・営業課長兼安全統括管理者兼整備管理者 田村 昌也に指名し、毎年内部監査を実施。2020年12月25日に内部監査を実施。

監査目的：必要な是正措置または予防措置を講ずる。

監査結果：規定の遵守及び運輸安全マネジメントの主旨を十分理解し、不備なく安全管理体制に取り組んでいることが確認できました。

講じようとする措置：安全総括管理者と統括運行管理者が内部監査を少なくとも年に1回は行い、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し、重要と認められれば速やかに業務の改善を行うようにしております。

10. 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件を満たしており四国運輸局愛媛運輸支局への届け出を行っております。(平成29年3月31日届出)

有限会社 竹乃井交通 安全統括管理者

氏名：田村昌也

役職：営業課長兼整備管理者

有限会社竹乃井交通 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

- 2 一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 社長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、社内を統括し、指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難にな

ったとき。

三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報

告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

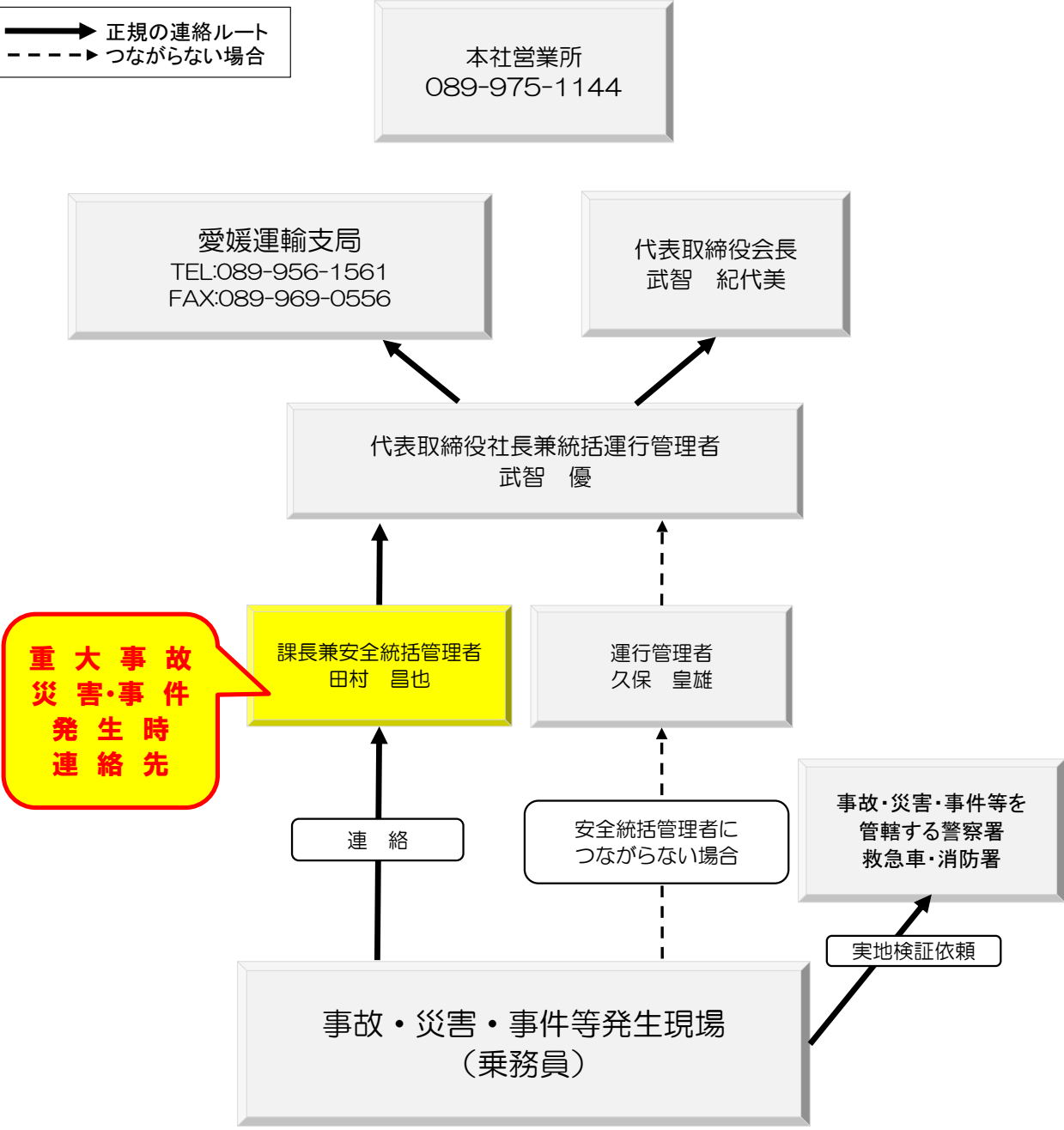
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付 則 この規定は平成29年4月19日から施工する。

有限会社竹乃井交通
緊急連絡網

大規模災害発生等が発生した場合、安全統括管理者に連絡すること。
相手が不在と思われる場合は次の人に電話し、連絡が取れない旨を連絡してください。

→ 正規の連絡ルート
- - - -> つながらない場合



運行管理体制
(指揮命令系統図)

代表取締役会長
武智 紀代美

安全統括管理者
田村 昌也

本社営業所
車両10台

代表取締役社長
統括運行管理者
武智 優

運行管理者
(2名)

乗務員

整備管理者
田村 昌也